

岐阜県新型インフルエンザ等感染症等流行初期医療確保措置基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第19条の7の岐阜県知事が定める基準は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

なお、この基準は、令和6年4月1日から適用する。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の2第1項第1号に掲げる措置 次のイからハマまでに掲げる基準

イ 当該措置の実施に係る岐阜県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること。

ロ 法第36条の2第1項の規定による通知又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数（感染症病床を除く。）が20床以上であること。

ハ 法第36条の2第1項の規定による通知（同項第4号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他法第36条の2第1項第1号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

二 法第36条の2第1項第2号に掲げる措置 次のイ及びロに掲げる基準

イ 当該措置の実施に係る岐阜県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施するものであること。

ロ 法第36条の2第1項の規定による通知又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づき1日あたり20人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。